

## 学内施設等の使用

---

### (1) 使用期間

施設等の使用期間は通年とします。ただし、以下は使用期間から除きます。

- 土曜日
- 日曜日
- 国民の祝日
- 夏季・年末年始の休業期間中および大学指定の休業日

### (2) 施設等使用時間および滞在可能時間

講義室、ゼミ室、体育館等UNIPAで閲覧でき、特定の目的をもって使用する施設については「施設等使用願」を提出した上で原則午前9時から午後8時まで使用可能とします。

ただし、学生ラウンジやエントランス等の共用施設については午前8時（新潟キャンパスは午前8時半）から午後9時まで滞在可能とします。

また、3年次後期からの卒業研究受講者は卒業研究が本格的に始まるために午後10時までは滞在可とします。それ以降の時間は原則指導教員または代理の教員同行の場合は滞在可とし、「夜間学内の滞在延長申請書」を総務課へ事前に提出するようにお願いします。必要に応じて巡回警備員に提示できるように常時携行するようにお願いします。

午後8時以降は警備員が大学構内を巡回しながら出入口を施錠しますので、用のない学生は速やかに退出してください。

### (3) 施設等使用手続き、滞在延長手続き

施設等を使用する場合には、その責任者が施設等を使用しようとする初日の原則10日前までに「施設等使用願」を、3年次後期以降の卒業研究受講者で午後10時以降も滞在を希望する場合には「夜間学内の滞在延長申請書」を使用しようとする初日の原則3日前までに総務課に提出し許可を受けてください。

体育館（トレーニングスペースを含む）についても、学友会管轄以外の利用希望者は「施設等使用願」を事前に提出してください。ただし、利用時間帯の重複によって使用できない場合もありますので、事前に確認してください。

### Ⅲ 学内施設に関する内容

#### (4) 例外事項

必要と認められる場合には、(1)・(2)の期間や時間を変更して施設等を使用することができます。この場合、(3)の手続きをすることにより以下の条件で使用可能となります。

##### i) 使用期間

- 土曜日
- 日曜日
- 国民の祝日
- 長期休業期間

##### ii) 使用時間

- 午前9時から午後4時

#### (5) 遵守事項

- 施設等の開錠・施錠は大学事務局で行いますので、事前に手続きをしてください。
- 許可された使用目的以外に使用することはできません。
- 授業や研究等で施設等を使用しているときは、当該施設を使用することはできません。
- 損傷・汚損・滅失したときは、速やかに大学事務局に連絡してください。
- 施設内にある備品は、無断で施設外へ持ち出さないでください。
- 使用中は火気の取り扱いに注意するとともに、騒音の防止につとめてください。
- 使用後は窓の閉鎖、清掃、火気の点検、消灯、整理整頓を心がけてください。
- その他、施設等を使用する際には、本学教職員の指示に従ってください。

#### (6) その他

- 施設等の使用者が(5)の事項を遵守しないときは使用許可を取り消すことがあります。
- 体育館施設・講義室・ゼミ室・学生ラウンジ等は予約状況をUNIPAで閲覧できます。